

吹田市告示第33号

入札参加資格認定申請について

吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程（昭和40年吹田市訓令第6号）第2条第1項ただし書の規定により、吹田市内に本社若しくは本店又は支店等を有する者の入札参加資格の認定の申請を下記のとおり受け付けるので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月23日

吹田市長 後藤 圭二

記

1 申請書配付

吹田市のホームページで申請書をダウンロードして取得してください。

ダウンロードができない場合は、契約検査室（吹田市役所高層棟8階）で申請書を配付します。

※一部の様式に関しては、電子送付も可としていますので、吹田市ホームページの該当ページから送付してください。

2 対象事業者

(1) 新規申請

吹田市との契約事務を行う本社若しくは本店又は支店等を吹田市内に有する事業者

(2) 希望業種の追加申請

吹田市の入札参加有資格者名簿に登載がある市内事業者又は準市内事業者

3 受付期間及び資格有効期間

受付期間（当日消印有効）	契約の区分	資格有効期間
令和8年4月1日（水） ～令和8年4月15日（水）	物品等各種契約	令和8年6月1日（月）～令和9年3月31日（水）
	コンサルタント	令和8年6月1日（月）～令和10年3月31日（金）
	建設工事	令和8年6月1日（月）～令和11年3月31日（土）

4 提出方法

申請書の提出方法は郵送（一部を除く。）とします。特定記録郵便やレターパック等、記録が残る方法で送付してください。（簡易書留不可）

（※業者カード（兼入力伝票）については、電子申込システムでの送付も可としています。）

（※メールアドレス登録申請書については、メールでの提出が必須となります。）

5 提出部数

1部（水道部に別途提出する必要はありません。）

6 提出先（郵送先）

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 総務部 契約検査室

7 提出書類

申請に必要な書類は申請書と同時に配付する「提出要領」に記載していますので、「提出要領」を確認の上、必要な書類を提出してください。

8 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。

(2) 建設工事については、建設業法に基づく許可及び経営事項審査を受け、総合評定値(P点)の申請をしている者であること。また、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していること（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合を除く。）。

物品等各種契約及びコンサルタントについては、営業に関し必要な許可、登録等を受けている者であること。

(3) 法人にあっては法人税及び消費税に、個人にあっては所得税及び消費税に未納がないこと。

(4) 吹田市の市民税及び固定資産税に未納がないこと。

(5) 大阪府暴力団排除条例第2条第2項及び同条第4項に規定される暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないこと。

(6) 建設工事とコンサルタントの両方に同時に登録することはできません。